

議案第1号

幕別町部設置条例の一部を改正する条例

幕別町部設置条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中ケを削り、コをケとする。

第1条第2号中「住民福祉部」を「住民生活部」に改め、同号キを次のように改める。

キ 税及び税外収入に関する事項

第1条第2号中クからコまでを削る。

第1条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 保健福祉部

ア 社会福祉及び障害福祉に関する事項

イ こどもの福祉に関する事項

ウ 高齢者福祉及び介護保険に関する事項

エ 健康推進に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(幕別町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例)

2 幕別町地域福祉計画策定委員会条例（平成21年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「住民福祉部」を「保健福祉部」に改める。

(幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例)

3 幕別町障害者福祉計画策定委員会条例（平成12年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条中「住民福祉部」を「保健福祉部」に改める。

(幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例)

4 幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例(平成21年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条中「住民福祉部」を「保健福祉部」に改める。